

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号の一部を次のように改正する。

改正後				改正前		
別表第6（第11条関係） 初任給基準表（医師及び歯科医師を除く。）				別表第6（第11条関係） 初任給基準表（医師及び歯科医師を除く。）		
試験	学歴免許等	初任給		試験	学歴免許等	初任給
一般事務・技術職・保育士	(略)			一般事務・技術職・保育士	(略)	
保育教育職	大学卒	1〃29		幼稚園教員	(略)	
		〃			(略)	
	短大卒	1〃19		医療技術職	(略)	
		〃				
幼稚園教員	(略)					
(略)						
医療技術職	(略)					
任期付職員(短時間)	事務補助等	高校卒	1〃5〃			

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)